

第5節

パラシュート降下訓練の伊江島での移転実施に係る日米合意

(平成11年10月21日)

....Outline....

平成8年12月、日米安全保障協議委員会（SCC）で合意された「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告」において、地元から強く求められていた、読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練の移転について、伊江島補助飛行場で実施することが盛り込まれた。これは、この訓練の実施に伴う周辺地域への危険性を解消する一方で、日米安保体制の信頼性の向上を図る上で米軍の練度維持及び即応態勢を保持するために必要なものである。

● 背景と経緯

沖縄県に所在する読谷補助飛行場で実施されていた米軍部隊（陸軍、海軍、空軍及び海兵隊）によるパラシュート降下訓練（パラシュート降下訓練）については、降下目標地点に降下できず、民家、農地等に誤って降下する事件が度々発生し、場合によっては損害も伴ったことや、昭和40年6月に発生した小型トレーラーの誤降下による小学生の圧死事故の記憶などから、沖縄県をはじめ、読谷村及び地域住民から訓練の危険性を理由にその廃止が強く要望されていた。

このため、昭和55年10月、日米合同委員会の施設特別委員会の下に「FAC6027 読谷補助飛行場落下傘降下訓練場代替地検討特別作業班」が設置され、移転のための調査が進められてきた。

その後、昭和63年におけるパラシュート降下訓練の訓練回数及び訓練人数の急激な増加により、地域住民から再び同訓練の廃止又は移転が強く要請され、同訓練の実施に際し抗議行動も激しさを増すようになった。

このような中、平成6年6月、日米合同委員会において昭和55年に設置された「特別作業班」を廃止し、新たに施設特別委員会の下に読谷補助飛行場の返還に向け「FAC6027 読谷補助飛行場特別作業班」が設置され、パラシュート降下訓練の移転に向けた検討が行われ、平成7年5月に読谷補助飛行場を返還するための措置として、以下の事項を主な内容とする検討結果（勧告）が、日米合同委員会で承認された。



読谷補助飛行場

(国土地理院撮影の空中写真 (昭和45年撮影))



読谷補助飛行場

(国土地理院撮影の空中写真 (平成14年撮影))

- ① パラシュート降下訓練機能をキャンプ・ハンセン宜野座ダム隣接地域（宜野座村字惣慶）に移設し、訓練中宜野座ダムに救助艇を待機させる。
- ② 滑走路修復訓練機能を嘉手納弾薬庫地区（読谷村字牧原）に移設する。
- ③ 楚辺通信所のアンテナ及び保守区域を他の施設・区域に移設することとし、その移転先地については、引き続き検討する。



パラシュート降下訓練の様相 (提供：米海兵隊)

また、同年9月のSCCにおいても、パラシュート降下訓練の実施に伴う危険性を可能な限り早期に解消するため、精力的に協力することで日米双方の認識が一致した。

なお、平成8年7月以降、米側は、降下地帯以外への誤降下等の発生に対する地元の反発からの抗議が大きいこと等から、パラシュート降下訓練の実施を自粛してきた。

その後、同年12月のSCCにおいて承認された「SACO最終報告」にパラシュート降下訓練の伊江島補助飛行場への移転（パラシュート移転訓練）が盛り込まれ、これを受け、防衛施設庁は、パラシュート移転訓練に関して関係地方公共団体の理解と協力を得るべく地元調整を行った結果、平成11年3月に伊江村の理解を得るに至った。

さらに、パラシュート移転訓練を実施すべく日米両政府間で必要となる支援措置等の内容の調整を行い、同年10月21日の日米合同委員会において、以下のとおり合意された。

① 訓練の移転

パラシュート降下訓練は、日本政府の要請に基づき、伊江島補助飛行場に移転され、同飛行場において実施する。

② 訓練移転経費の負担

パラシュート移転訓練の実施に伴い追加的に必要となる経費の全部又は一部を特別協定に基づき日本側が負担する。

③ 経費負担項目

経費負担項目は、人員及び物資の輸送費並びに救助艇の運用経費とする。

④ 使用条件の変更

パラシュート移転訓練の実施に伴うパラシュート降下回数の増加に対応するため、伊江島補助飛行場におけるパラシュート降下訓練に関する最大時間枠を変更する。



伊江島補助飛行場

(国土地理院撮影の空中写真(平成13年撮影))

● 訓練改善のための事業

この日米合同委員会合意に基づき、防衛施設庁は、平成12年度から「SACO 関係経費」(訓練改善のための事業)として、パラシュート移転訓練の実施に係る人員、物資の輸送費(本部港と伊江港間のフェリー運航費)等に要する経費を負担してきているところである。

● パラシュート移転訓練をめぐる近況

米側は、上記のSACO最終報告及び日米合同委員会合意に沿って、パラシュート移転訓練を伊江島補助飛行場において実施してきているところである。

しかしながら、米側は、伊江島については、天候面での悪条件等訓練実施に対する制約が多く、訓練所要を満たさない米軍人が多数生じているとしている。

こうした事情により、米側は、平成19年1月26日嘉手納飛行場において、人命救助のための体制維持のため緊急を要する6名の米軍人によるパラシュート降下訓練が実施されたところである。

これに対して、その前日である同月25日防衛施設庁及び外務省は、米軍が日米安全保障条約の目的達成のためこのような訓練の必要は理解するとしつつも、日米両政府は

SACO 最終報告に沿って、引き続き、パラシュート降下訓練については、基本的に伊江島補助飛行場を使用することとしており、嘉手納飛行場はあくまでも例外的な場合に限って使用されるものであるとの見解を公表し、政府としては、SACO 最終報告に沿って、引き続きパラシュート降下訓練を伊江島補助飛行場において実施するよう今後も米側に働きかけていくこととしている。

伊江島補助飛行場・読谷補助飛行場位置図

